

NO.95 年金受給者だよりに関するQ&A

令和 3 年 1 月

地方職員共済組合

目 次

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再発行について

問 1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。…………… 1

問 2 「源泉徴収票」を紛失してしまいましたが、再発行できますか。…………… 1

(2) 源泉徴収票の見方について

問 3 源泉徴収票の見方について教えてください。…………… 1

(3) 源泉徴収票の表示額について

問 4 令和 2 年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。…………… 4

問 5 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。…………… 7

問 6 実際の 1 年分の振込金額の合計額と、「源泉徴収票」に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。…………… 7

問 7 令和 2 年分から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が不要と聞いたので提出しなかったのですが、2 月の支払から年金の支給額が減ったのはなぜですか（扶養親族がいる受給者の方）。…………… 8

(4) 源泉徴収票の記載項目について

問 8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。…………… 8

問 9 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは具体的に何ですか。…………… 8

問 10 「個人住民税」が年金から特別徴収されていますが、「源泉徴収票」に記載がありません。なぜですか。…………… 9

(5) その他について

問 11 公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。…………… 9

2 税制改正に伴う未婚のひとり親に対する税制措置と寡婦（寡夫）控除の見直しについて

問 12 扶養親族の子がいるので、昨年まで寡夫控除を受けていましたが、令和 3 年から「ひとり親控除」に該当するのでしょうか。…………… 10

3 在職支給停止について

問 13 再就職先から 12 月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。…………… 10

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再発行について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢給付については、源泉徴収票は発行されません。

また、障害・遺族給付については、非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。

問2 「源泉徴収票」を紛失してしまいましたが、再発行できますか。

答

再発行いたしますので、本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）までお電話またはお手紙で請求してください。

(2) 源泉徴収票の見方について

問3 源泉徴収票の見方について教えてください。

答 以下のとおりとなります。

みほん 令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

支 受 け 払 る 者	住所又は 居 所	102-0000 東京都 千代田区 000 00-00		年金証書記号番号	85940000000000					
	氏 名	フリガナ	ネギノ 知ウ	生年月日	明 大 昭 平 年 月 日	* 24 12 5				
		年金 太郎								
(1) 区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		(2)		(3)						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分										
所得税法第203条の3第7号適用分										
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数		16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数	非課税で ある親族 の数				
特別 障害者	その他の 障害者	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他				
(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	千 円				
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族						
(フリガナ)	氏名	区 分	(フリガナ)	氏名	区 分	(フリガナ)	氏名	区 分		
	(10)	(11)		(10)	(11)		(10)	(11)		
(摘要)	(12)		2	(フリガナ)	氏名	区 分	2	(フリガナ)	氏名	区 分
支 払 者	法 人 番 号	2700150001147								
	所 在 地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル								
	名 称	地方職員共済組合	電 話 番 号	03-3261-9846						

(1) 「区分」欄

所得税法第203条の3 第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等の支給を受けている方
所得税法第203条の3 第2号・第5号適用分	65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けている方
所得税法第203条の3 第3号・第6号適用分	当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・ 退職年金(年金払い退職給付)
所得税法第203条の3 第7号適用分	上記以外の方

※令和2年分の扶養親族申告書を提出された方は第1号から第3号までに該当し、提出されていない方は第4号から第6号に該当となっています。

(2) 「支払金額」欄

令和2年中に支払われた年金の合計額(※)を記載

※所得税等や社会保険料が差引かれる前の金額

(3) 「源泉徴収税額」欄

令和2年中に年金から源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額の合計額を記載

(4) 「本人」欄

該当する場合に「*」を記載

(5) 「源泉控除対象配偶者の有無等」欄

・「一般」欄

源泉控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を除きます。)がいる場合には「*」を記載

・「老人」欄

老人控除対象配偶者(源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上の配偶者で令和2年中の所得見積額が48万円以下の方)がいる場合には「*」を記載

(6) 「控除対象扶養親族の数」欄

・「特定」欄

19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

・「老人」欄

70歳以上の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

- ・「その他」欄
特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「人数」を記載
- (7) 「16歳未満の扶養親族の数」欄
該当する方の「人数」を記載
扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用される
- (8) 「障害者の数」欄
 - ・「特別」欄
線の右側には、生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の「人数」を、線の左側には、そのうち同居を常としている方の「人数」を記載
 - ・「その他」欄
生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の「人数」を記載
- (9) 「社会保険料の金額」欄
お住まいの市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」（または「国民健康保険料（国民健康保険税）」）の年間徴収額を記載
- (10) 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」および「16歳未満の扶養親族」欄
源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載（フリガナは記載していません。）
- (11) 「区分」欄
非居住者（日本国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方）は「○」を記載
- (12) 「摘要」欄
3人目以降の（控除対象・16歳未満）扶養親族がいる場合には、氏名を漢字で2人分まで記載

(3) 源泉徴収票の表示額について

問4 令和2年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。

答

以下のとおりとなります。

源泉徴収税額＝

(年金支給額－控除額) × 所得税率 (5%) × 復興特別所得税分 (102.1%)

(参考)

事例：65歳以上で退職共済年金（もしくは老齢厚生年金及び経過的職域加算額）を受給している方で、普通障害に該当する源泉控除対象配偶者がいる場合

源泉徴収税額＝ {各支給期の年金支給額 － [控除額(※1)－ (47,500円(※2) × 支給月数)]} × 5% × 102.1%

※1 控除額 ＝ (基礎的控除額＋人的控除額) × 支給月数

※2 47,500円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額

(所得税法施行令第319条の6第1項)

[控除額の計算]

各支給期の年金支給額 (2ヶ月分) 283,414円とした場合

基礎的控除額 ＝ 283,414円 ÷ 2月 × 25% + 65,000円 = 100,427円

ただし、135,000円未満のため135,000円

人的控除額 ＝ 32,500円(源泉控除対象配偶者) + 22,500円(本人以外が普通障害に該当)

＝ 55,000円

控除額 ＝ (135,000円 + 55,000円) × 2月 = 380,000円

[源泉徴収税額の計算]

源泉徴収税額 ＝ {283,414円 - [380,000円 - (47,500円 × 2月)]}

× 5% × 102.1% = ▲81円 (マイナスのため0円)

(参考) 基礎的控除額および人的控除額

○ 基礎的控除額

受給者の年齢	控除額
65歳未満	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)
65歳以上	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)

○ 人的控除額

区分	内容		控除額
本人	障害者	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦・寡夫	寡婦および寡夫	22,500円
		特別の寡婦	30,000円
本人以外	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者 (70歳以上で所得見積額が 48万円以下の方)	40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	52,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
	障害者(※) (1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者(同居)	62,500円
特別障害者(別居)		35,000円	

※ 平成23年度から16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

(参考)

○ 源泉控除対象配偶者、扶養親族等の範囲(令和2年分)

① 源泉控除対象配偶者	<p>受給者（令和2年中の所得の見積額が900万円以下の方に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下の方</p> <p>（注）主な所得の計算方法は、次のとおりです。</p> <p>ア 公的年金等の場合……収入金額-公的年金等控除額（*）</p> <p>* 公的年金等控除額は、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。（例 65歳未満で年金額が130万円の場合は60万円、65歳以上で年金額が330万円未満の場合は110万円）</p> <p>イ 給与の場合……収入金額-給与所得控除額（*）</p> <p>* 給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて異なります。（例 給与収入が180万円以下の場合には給与収入×40%の金額（ただし、計算の結果、55万円に満たない場合は、55万円））</p>
② 老人控除対象配偶者	①の源泉控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方（昭和26年1月1日以前に生まれた方）で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①源泉控除対象配偶者欄の(注)と同じです。)
③ 扶 養 親 族	受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和元年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①の源泉控除対象配偶者欄の(注)と同じです。)
④ 控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上の方（平成17年1月1日以前に生まれた方）
⑤ 特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の方（平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた方）
⑥ 老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の方（昭和26年1月1日以前に生まれた方）
⑦ 障 害 者 (特別障害者)	<p>受給者本人又は受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和2年中の所得の見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除きます。）や扶養親族で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方……これにあたる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>イ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方……このうち、重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者になります。</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方……このうち、障害等級が1級の方は、特別障害者になります。</p> <p>エ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方……このうち、障害の程度が1級又は2級の方は、特別障害者になります。</p> <p>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方は、特別障害者になります。</p> <p>カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>ク 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）で、町村長や福祉事務所長からア、イ又はエに準ずる障害があると認定されている方……このうち、ア、イ又はエの特別障害者と同程度の障害がある方は、特別障害者になります。</p>
⑧ 同居特別障害者	⑦の障害者（特別障害者）のうち特別障害者に該当する方で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方
⑨ 寡 婦 控 除	<p>受給者本人で、次に掲げる方</p> <p>イ 次のいずれかに該当する方で、扶養親族又は生計を一にする子（他の方の控除対象となる配偶者又は扶養親族とされていたり、令和2年中の所得の見積額が48万円を超える子は除きます。）がある方。 (イ)夫と死別した後、婚姻していない方、(ロ)夫と離婚した後、婚姻していない方、 (ハ)夫の生死が明らかでない方</p> <p>ロ 上記イに掲げる方のほか、次のいずれかに該当する方で、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の方 (イ)夫と死別した後、婚姻していない方、(ロ)夫の生死が明らかでない方</p>
⑩ 特別寡婦控除	⑨の寡婦控除のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年中の所得の見積額が500万円以下の方
⑪ 寡 夫 控 除	<p>受給者本人で、次に掲げる方のうち、⑨の寡婦控除のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の方</p> <p>(イ)妻と死別した後、婚姻していない方、(ロ)妻と離婚した後、婚姻していない方、 (ハ)妻の生死が明らかでない方</p>

(注1) 「令和2年中の年間所得」の「見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。

(注2) 控除対象となる配偶者または控除対象扶養親族が年の途中で亡くなられた場合でも、その年は所得控除が受けられます。

(注3) 年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、その年の確定申告で所得税を精算してください。

問5 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。

答

源泉徴収税額が増額する理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和元年分と比べ、扶養親族等申告書により申告した扶養者数が減ったことから、源泉徴収税額算定のうえで人的控除額が変更となったため
- 2 令和元年分と比べ、年金額が増額したため

問6 実際の1年分の振込金額の合計額と、「源泉徴収票」に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和元年以前に支給されるはずの年金が、令和2年中に支給された場合
- 2 令和元年以前の年金支給額に対応する過払金を令和2年中に年金控除等により返還した場合
- 3 源泉徴収票の支払金額は、税引き後の額（保険料控除後の額）と勘違いしている場合

上記1、2の場合は、対応する年ごとに支払金額を計算して「源泉徴収票」を発行することとされています。

このため、令和2年にこのようなケースに該当した方は、令和2年中に実際にお支払いした年金支給額と「源泉徴収票」に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記に該当された方には、令和元年以前分の「源泉徴収票」を別途送付しておりますので、ご確認ください。

問7 令和2年分から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が不要と聞いたので提出しなかったのですが、2月の支払から年金の支給額が減ったのはなぜですか（扶養親族がいる受給者の方）。

答

税制改正に伴い、令和2年より扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず源泉徴収税額が同額となるため、扶養控除、障害者控除や寡婦(寡夫)控除を受けない単身者の場合は、扶養親族等申告書の提出が不要となりましたが、扶養控除、障害者控除や寡婦(寡夫)控除を受ける場合には、扶養親族等申告書の提出が必要となります。

あなたの場合は扶養親族等申告書が未提出でいらっしゃるため、源泉徴収税額の算定に扶養控除が含まれず、所得税が増額しました。

(4) 源泉徴収票の記載項目について

問8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、平成28年分以降の確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問9 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは具体的に何ですか。

答

各支給期に、居住地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

問 10 「個人住民税」が年金から特別徴収されていますが、「源泉徴収票」に記載がありません。なぜですか。

答

「源泉徴収票」は所得税法上の書類であるため、「個人住民税（地方税）」は記載されません。

（５）その他について

問 11 公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。

答

年金は所得税法上、雑所得に区分されており、年末調整を行いませんので、原則として、最寄りの税務署で確定申告を行う必要があります。

ただし、平成 24 年から「公的年金等の収入が 400 万円以下」かつ「公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下」の場合は確定申告を不要とする選択ができることになりました。

しかしながら、医療費控除、社会保険料控除などの各種控除を受けることによって源泉徴収税額が還付される方は、確定申告を行わないと源泉徴収税額が還付されません。

また、公的年金以外の所得がある場合、住民税の申告は従来通り必要になります。住民税の申告方法は、市区町村の窓口で行うか、所得税の確定申告と併せて税務署で行うかのどちらかになります。

したがって、還付申告を希望する方や、年金以外の所得があり住民税の申告を行う必要がある方は、確定申告を行っていただく必要があります。

※ 確定申告の時期：令和 3 年 2 月 16 日（火）から 3 月 15 日（月）まで

2 税制改正に伴う未婚のひとり親に対する税制措置と寡婦（寡夫）控除の見直しについて

問 12 扶養親族の子がいるので、昨年まで寡夫控除を受けていましたが、令和3年から「ひとり親控除」に該当するのでしょうか。

答

令和2年まで「寡夫控除」（年間控除額 27 万円）を受けていた方は、令和3年から「ひとり親控除」（年間控除額 35 万円）に該当します。

令和3年から、婚姻歴に関わらず、また男女の区別なく、ひとり親として扶養親族である子または生計を同じくする子（年間所得が 48 万円以下で、他の人の控除対象扶養親族となっていない人に限る。）がいる場合で、年間所得が 500 万円以下の方は「ひとり親控除」を受けることができることになりました。

3 在職支給停止について

問 13 再就職先から 12 月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

令和3年2月支給期となります。

在職中の年金の支給停止額は、再就職先の事業主から届出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、令和3年2月支給期の算定時までに、日本年金機構等から共済組合に提供される令和2年12月に支給された賞与（標準賞与額）の情報が遅れた場合は、令和元年12月に支給された賞与（標準賞与額）を直近1年間の標準賞与額の範囲として、年金の支給停止額を仮算定し、令和3年2月支給期の年金額に、一旦反映させます。その後、令和2年12月に支給された賞与（標準賞与額）が共済組合に情報提供された後、令和3年4月支給期以降に差額分を調整することとなります。